

付属資料

1	これまでの水戸市の景観行政の取組	2
2	計画策定経過の概要及び水戸市都市景観審議会名簿	2
3	上位・関連個別計画について	4
4	近年の景観づくりに関する動向について	9
5	市民の意向	10
	・市民1万人アンケート	
	・市民公募による「あなたが見つけた水戸の景観30選」の選定	
	・地域別意見交換会	
	・浜田地区意見交換会（ワークショップ）	
6	水戸市景観計画の施策の評価	16
7	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	17
8	用語解説	18
9	景観の書庫 ～景観を学ぶための書籍等～	20
10	参考文献等	22

1 これまでの水戸市の景観行政の取組	
年	取組
1 水戸市独自の景観行政の開始	
1991(平成3)年	水戸市都市景観基本計画の策定
1992(平成4)年	水戸市都市景観条例の制定(条例に基づく届出制度の運用開始)
2002(平成14)年	「備前堀沿道地区」を都市景観条例に基づく都市景観重点地区に指定
2 景観法に基づく景観行政の開始	
2006(平成18)年	景観法に基づく景観行政団体へ移行
2008(平成20)年	景観法に基づく水戸市景観計画の策定 ・景観法に基づく届出制度の運用開始(平成21年度～ 景観条例から移行)
2010(平成22)年	水戸市屋外広告物条例の制定(県条例からの権限移譲) ・弘道館・水戸城跡周辺地区及び偕楽園・千波湖周辺地区の2地区を屋外広告物特別規制地区として指定 高度地区の指定(市街化区域全域で建築物の高さを制限)
2014(平成26)年	水戸市風致地区条例の制定(県条例からの権限移譲) ・条例制定にあわせ、各風致地区の特性や条件等を踏まえた「風致保全方針」を策定
2018(平成30)年	景観法に基づく景観協定の認可(見川4丁目地内)
2019(平成31)年	「弘道館・水戸城跡周辺地区」を景観条例に基づく都市景観重点地区に指定 ・重点地区指定にあわせ、屋外広告物特別規制地区(弘道館・水戸城跡周辺地区)の区域を拡大
2020(令和2)年	市民公募による「あなたが見つけた水戸の景観(30選)」の選定
2021(令和3)年	景観法に基づく景観重要建造物の指定(水戸城大手門、二の丸角櫓、土塀)
3 第2次景観計画に基づく施策の展開	
2025(令和7)年予定	水戸市景観計画(第2次)の策定

2 計画策定経過の概要及び水戸市都市景観審議会名簿

(1) 計画策定経過の概要

年月日	名称	内容
2020(令和2)年12月1日	令和2年度第2回都市景観審議会	・市民公募「あなたが見つけた水戸の景観(30選)」選定
2022(令和4)年5月12日 ～31日	市民意向調査(市民1万人アンケート)【7水総】	・市内在住の満15歳以上の個人10,002人に郵送／有効回答数4,978人(回答率49.8%)
2024(令和6)年2月8日 ～21日	都市景観専門委員への意見聴取	・景観計画検証・評価(案)について
2月28日	第1回景観計画検討委員会(庁内)	・基本方針(案)について
3月25日	第1回政策会議(庁内)	・基本方針(案)について
6月24日	令和6年度第1回都市景観審議会	・諮問／基本方針について
7月25日 ～8月29日	地域別意見交換会【都市M・立地】	・都市計画マスタープラン(第3次)及び立地適正化計画(第2次)策定に係る地域別意見交換会(市内全13地区)
9月25日	茨城県建築士事務所協会景観まちづくり委員会との意見交換会	・大規模建築物等の景観研成基準等について ・景観法届出手続きについて
10月24日	浜田地区意見交換会	・茨城大学学生の研究発表／ワークショップ意見交換
11月28日	第2回景観計画検討委員会(庁内)	・計画(原案)について
2025(令和7)年1月24日	令和6年度第2回都市景観審議会	〃
2月14日	令和6年度関東・甲信越地区屋外広告官民合同連絡会【広告官民】	・茨城県屋外広告美術協同組合役員と広告物条例の在り方についての協議
3月14日～18日	都市景観専門委員への意見聴取	・大規模建築物等の景観研成基準 等
4月30日	第3回景観計画検討委員会(庁内)	・計画(原案)について
5月27日	令和7年度第1回都市景観審議会	〃
6月23日	第2回政策会議(庁内)	・計画(素案)について
7月17日	都市計画審議会	〃
7月16日～8月15日	意見公募手続き	〃
8月●日	令和7年度第2回都市景観審議会	・計画(案)について／答申
9月●日	庁議(庁内)	・計画決定

※【7水総】は、「水戸市第7次総合計画 ―みと魁・Nextプラン―」策定過程において実施し、本計画の策定に当たり踏まえたもの。

※【都市M・立地】は、「水戸市都市計画マスタープラン(第3次)」及び「水戸市立地適正化計画(第2次)」の策定において実施し、本計画の策定に当たり踏まえたもの。

※【広告官民】は、行政担当者と屋外広告業界の関係者が会し、屋外広告物に関する情報共有や意見交換を行う会合。この会合では、都府県別に協議が行われ、広告物条例の在り方や広告物所有者に対する対応など具体的課題に関する意見交換を行った。本計画の計画に当たっても意見交換の内容を踏まえた。

(2) 水戸市都市景観審議会委員名簿

氏 名	役職名	選出区分	備考
山本 早里	筑波大学 教授	学識経験者	会長
村上 暁信	筑波大学 教授	学識経験者	
一ノ瀬 彩	茨城大学 助教	学識経験者	
小畑 のり子	弘道館事務所 主任研究員	学識経験者	
松本 勝久 大津 亮一	水戸市議会 議長 水戸市議会 議長	議会	令和7年6月17日から 令和7年6月16日まで
川島 宏一	水戸市都市計画審議会 会長 筑波大学 教授	都市計画 審議会	
篠根 玲子	一般社団法人茨城県建築士事務所協会 景観まちづくり委員会委員	建築士	
松橋 裕子	水戸商工会議所女性会 会長	商工業団体	
阿久津 和次	茨城県屋外広告美術協同組合 常任相談役	広告業	
三上 靖彦	NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会 代表理事	市民団体	副会長
谷田部 亘	茨城県弁護士会	弁護士	
二田 伸康	一般公募(市民)	公募市民	
藤田 雅一	一般公募(市民)	公募市民	



令和6年度第1回都市景観審議会を高橋清水戸市長から諮問書を交付される山本早里会長

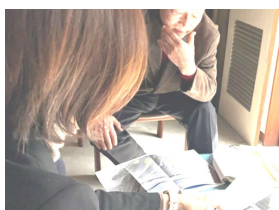


都市景観審議会の様子



(3) 水戸市都市景観専門委員名簿

氏 名	役職名	専門分野	備考
機須賀 満夫	(一社)茨城県建築士事務所協会名誉会長、茨城県建築士審査会会長、水戸市建築審査会会長	建築、住宅、景観	
小場瀬 令二	筑波大学名誉教授	都市計画、交通、 建築、住宅、景観	
小野 香子	建築士	建築、住宅、 住居環境、色彩計画	
山本 早里	筑波大学 教授	景観、色彩計画、 環境色彩、サイン計画	



景観形成基準等の在り方に関し、専門委員への意見聴取を行う。
(小場瀬委員)

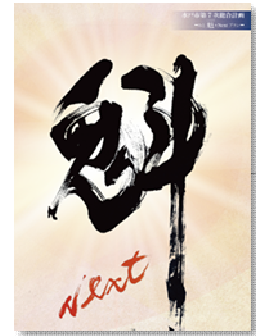
3 上位・関連個別計画について

(1) 上位計画：「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー」

「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー」(以下「総合計画」)は、2024(令和6)年3月に策定された都市づくりの基本方針であり、本市における最上位計画となるものです。2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間を基本構想の期間としています。

あらゆる分野において魁の精神で挑戦し、水戸ならではの特色を強く打ち出していく計画とするとしています。

景観計画は、総合計画の景観行政分野における個別計画に位置付けられるものです。そのため、本計画においても、あらゆる施策において魁の精神で挑戦し、水戸ならではの特色を強く打ち出していく計画づくりが必要になります。



水戸市第7次総合計画
ーみと魁・Next プランー

都市づくりの基本理念

都市づくりの基本的な考え方

水戸の未来をリードする
「こどもたち」を育む
まちをつくる

市民の豊かな暮らしを
実現できる「経済発展」
するまちをつくる

誰もが生き生きと
暮らせる「安心」できる
まちをつくる

将来都市像

水戸市の目指す将来の都市イメージ

こども育む 暮らし楽しむ

みらいに躍動する 魁のまち・水戸

人口と経済の展望

将来都市像を実現することで達成を目指す指標

■将来人口

目標人口 265,000 人
(2033(令和15)年度)

目標交流人口(2033(令和15)年度)
・710 万人(にぎわい交流人口)
・170 万人(まちなか交流人口)

■経済見通し

継続的な経済成長
・対前年度成長率 2.5%
(2033(令和15)年度)

都市空間整備構想

将来都市像の実現を都市空間の視点から示すもの

持続可能なまちを目指し、集積型の都市構造である

「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」

を構築する

図1 水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランーの構成

□水戸市の都市構造

本市では、総合計画において、**都市核**^{※1}を中心に、**地域生活拠点**^{※2}、**地域産業系拠点**^{※3}、**魅力発信交流拠点**^{※4}と連携した、「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指しています。その実現に向け、次の区分により土地利用ゾーニングを行い、持続可能な土地利用の誘導を図ることとしています。

景観づくりに当たっては、こうした都市構造を踏まえた上で、土地利用の在り方との整合を図った取組を行います。

商業・業務ゾーン	商業・業務機能をはじめ、行政、教育、医療など、多様な都市機能や居住機能を複合的に集積し、拠点性を高める区域
住宅ゾーン	日常生活に不可欠な居住、交通等の機能を確保し、快適で利便性の高い住環境の形成を図る区域
工業・流通複合ゾーン	産業活動の中心となり、機能的で持続性の高い産業基盤の形成を図る区域
田園・集落ゾーン	農業生産基盤をはじめ、身近な自然とのふれあい、雨水の貯留機能等の多面的な機能の保全を図るとともに、周囲の自然環境と調和のとれた居住環境を維持する区域
緑地ゾーン	豊かな自然にふれあえる空間づくりとともに、温室効果ガスの吸収や環境負荷の低減といった機能の保全と再生を図る区域
企業誘致検討ゾーン	企業誘致を推進するため、インターチェンジ周辺において、新たな産業用地を確保し、広域交通ネットワーク等を生かした工場、流通機能等を誘導することを検討する区域

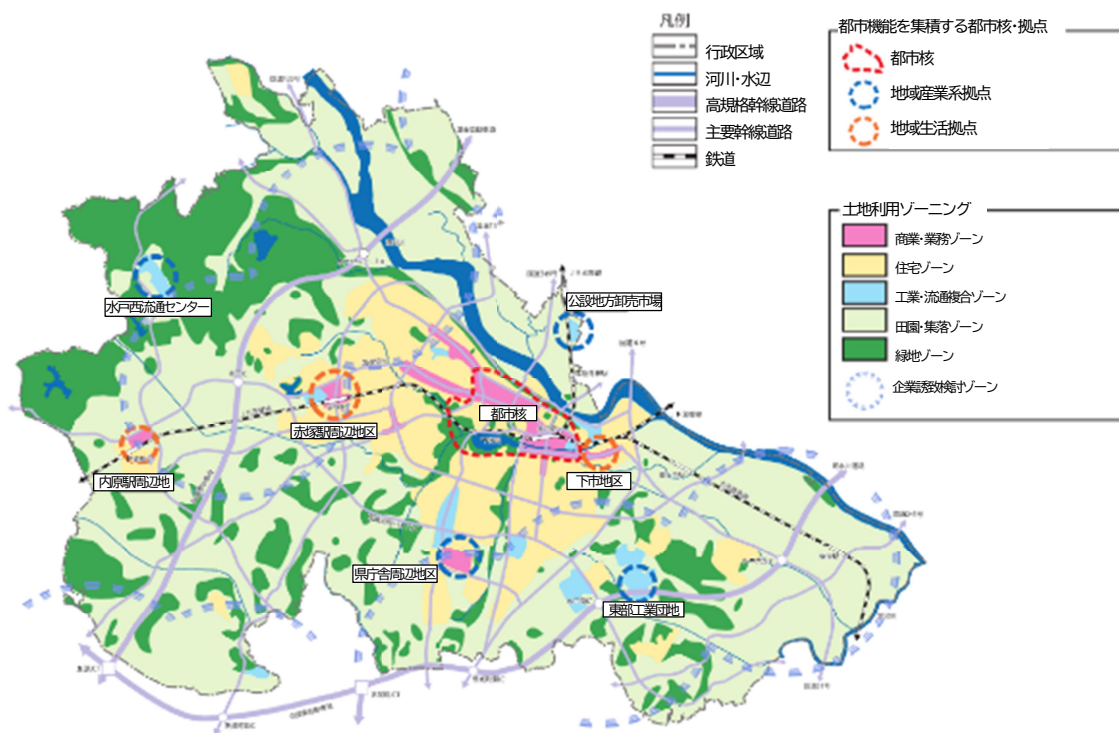


図2 水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－ 土地利用計画図

※1 商業、業務、行政、教育、医療、芸術・文化、居住等の様々な都市中枢機能が集積した都市の発展、魅力の発信をリードするエリア

※2 市民の生活を支える交通、商業、業務、居住等の都市機能が集積した周辺地区の核となるエリア

※3 産業集積の中心的な役割を担う拠点となるエリア

※4 市民の憩いの場としてはもとより、市外・県外から多くの人を迎え入れる場

□ 各論に位置付けられた施策

総合計画（各論）では、以下のような施策が位置付けられています。景観行政の推進に当たっては、これらを踏まえた施策展開を進めていく必要があります。

○ 景観関連施策

- ・ 偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくりとして、水戸ならではの景観の形成
- ・ 弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくりとして、水戸ならではの歴史的景観の形成促進
- ・ 都市核の機能充実として、まちなかの景観の向上
- ・ 地域生活拠点の機能充実として、下市地区の地域生活拠点における暮らしやすい環境づくり
- ・ 良好な市街地景観の形成として、景観ガイドライン等による景観誘導及び公共施設における先導的な景観形成

○ まちなかの活性化

- ・ Mitori0 を中心とした新たなにぎわいづくりとして、周辺の商店街等と連携したにぎわいづくり
- ・ 利便性の高いまちづくりとして、歩きたくなるまちづくりの推進

○ 市民参加

- ・ 様々な分野におけるボランティア活動の促進・支援

○ 情報発信

- ・ 新たな情報発信手法の確立
- ・ 各種SNSによる情報発信

○ 生涯学習

- ・ 多様化する市民ニーズに応じた市民講座の充実
- ・ 現代的課題や地域課題の解決に向けた市民講座の充実

○ 再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 太陽光発電施設の設置促進

○ 民官共創

- ・ 課題提示による事業者・大学等からのアイデアの募集、事業の実施
- ・ 産・学・官連携による新たなアイデアの創出、事業の実施
- ・ 大学生と連携した課題調査の実施

○ 教育

- ・ 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育の推進

<ポイント>

- ・ 偕楽園・千波湖周辺や弘道館・水戸城跡周辺での水戸らしい景観や歴史的景観の形成、まちなかでの良好な景観づくりが重視されています。下市地区は、地域生活拠点における暮らしやすい環境づくりが位置付けられています。
- ・ さらに、市民参加の促進、SNSを活用した情報発信、再生可能エネルギーの利用促進といった取組が位置付けられています。加えて、民官共創や教育を通じ、課題解決型アイデアの創出や地域への愛着を育む活動を推進していくこととしています。
- ・ これらを踏まえ、地域固有の魅力を生かし、市民や多様な主体と連携した景観形成を進めることが求められます。

（２）関連個別計画 ①：「水戸市都市計画マスタープラン（第3次）」

「水戸市都市計画マスタープラン（第3次）」（以下「マスタープラン」）は、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものです。2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間で計画期間としています。

景観は、まちづくりの重要な要素であることから、景観計画については、関連個別計画であるマスタープランと整合を図った計画づくりが必要になります。

□ 目指すべき将来像

「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー」において構築を目指す「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」を本計画の目指すべき将来像として位置付け、その実現を目指すこととしています。

□ 景観関連方針

景観関連の方針として、以下の内容が位置付けられており、景観計画はこれらの内容との整合を図ります。

○ 自然環境と共生する都市空間の形成

- ・ 市街地に残る豊かな自然的景観の保全に向け、風致地区における規制等の適正な運用を図る。
- ・ 自然を生かした緑豊かなゆとりある住宅地の形成を図るため、生垣、樹木の植栽をはじめとした民有地の緑化を促進するほか、地区計画、景観協定等を活用した良好なまちなみの形成を図る。
- ・ 公共施設の敷地内や壁面、屋上の緑化等を推進する。

○ 緑地等の保全の推進

- ・ 自然景観の保全のため、事業用太陽光発電設備の設置に対して適切な助言・指導を行う。

○ 良好な水辺環境の保全と親水空間の整備

- ・ 千波湖や大塚池をはじめ、水辺環境の保全と親水空間の整備に努める。

○ 都市核の活力の向上

- ・ まちなかの景観の向上に向けた取組を推進する。

○ 地域生活拠点の活力の向上

- ・ 下市地区は、にぎわいのある商店街の再生を図るとともに地域生活拠点における暮らしやすい環境づくりを推進する。

○ 水戸ならではの歴史を生かした拠点づくり

- ・ 弘道館・水戸城跡周辺地区は、大手門、二の丸角櫓等の歴史的資源や景観を活用し、都市核の魅力の向上とにぎわいの創出を図る。また歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観形成を誘導する。
- ・ 偕楽園周辺や弘道館周辺等の地では、水戸ならではの歴史的資源と調和した景観形成を推進する。

○ 魅力や活力ある住環境の整備

- ・建築物の高さ規制等の良好な景観づくりに向けた規制・誘導等を推進し、地域特性に合わせた住環境の形成を図る。
- また、地区計画等を活用した良好なまちなみの形成を図る。

○ 魅力ある景観の形成

- ・水戸市景観計画に基づき、自然や歴史的・文化的資源等の多様な景観資源の保全・活用により、水戸ならではの個性と魅力を感じられる景観形成を推進する。
- ・建築物の高さ規制や屋外広告物の掲出の制限、建築物等の景観形成基準に基づく指導・助言等による規制・誘導を図るほか、地区計画等の活用を促進し、良好な景観の形成を推進する。
- ・水戸市サインマニュアル等に基づき、公共施設の良好な景観形成を図る。

<ポイント>

- ・近年設置が増加している太陽光発電設備に関し、自然景観の保全のため、適切な指導等を行う方針が位置付けられていることを踏まえ、景観計画においても整合を図った施策や基準の検討が必要です。
- ・下市地区については、地域生活拠点における暮らしやすい環境づくりを推進する方針が位置付けられていることを踏まえ、都市景観重点地区に指定している備前堀谷道地区やその周辺においては、暮らしやすい環境づくりという視点を大切にした景観まちづくりの在り方を検討する必要があります

(3) 関連個別計画 ② :「水戸市立地適正化計画（第2次）」

「水戸市立地適正化計画（第2次）」は、都市再生特別措置法に基づく計画であり、本市の都市構造の現状や課題を踏まえ、過去の人口増加に伴って広がった市街地を、時間をかけて居住や都市機能を誘導することにより、コンパクトでメリハリのある姿にして、将来的に持続可能な都市を目指す計画です。2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間で計画期間としています。

本市の特性に応じたコンパクトな都市の在り方やその実現に資する施策は、景観行政に関係するものであることから、景観計画については、関連個別計画である立地適正化計画と整合を図った計画づくりが必要になります。

□ 目指す都市像

目指す都市像を「誰もが便利に安心して暮らすことのできるコンパクトシティ」と定めます。

具体的には、現状の居住地や社会資本を生かすことを前提に、既存集落の持続可能性も担保しながら、市内の拠点地域に子育て支援、商業、医療等の都市機能を集積します。これにより、居住を誘導する区域の人口密度を維持するとともに、高齢者をはじめとする住民が公共交通により各拠点の施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが身近に存在するまちの実現を図るものです。

□ 景観に関連する施策や取組

景観に関連する施策や取組として、以下の内容が位置付けられており、景観計画はこれらの内容との整合を図ります。

○ 地域生活拠点である下市地区の考え方（地域住民の生活利便性の確保）

- ・地域生活拠点の下市地区は、歴史的な景観との調和、にぎわいある商店街の再生とともに、まちの若返り・活力向上を見据え、子育て世帯を含む若い世代のニーズにも配慮したサービス機能が充実した地域住民の生活利便性の確保を目指す。

○ 各拠点の特性に応じた都市機能の強化

- ・各拠点の特性に応じた都市機能の強化を図るため、まちなかの回遊促進や利便性向上への環境整備、MitoriOを中心とした新たなにぎわいの創出、歩きたくなるまちづくりの推進、弘道館・水戸城跡周辺地区での良好な景観づくりの推進、建築物の高さ規制等による良好な景観づくりの推進等の取組を進める。

○ 良好な居住環境の形成

- ・良好な居住環境の形成を図るため、地区計画や景観協定等を活用した良好なまちなみ・居住環境の形成、建築物の高さ規制等による良好な景観づくりの推進、公共施設や民有地の緑化の推進等の取組を進める。

<ポイント>

- ・まちなかでは、回遊促進や利便性向上への環境整備、MitoriOを中心とした新たなにぎわいの創出、歩きたくなるまちづくりの推進が位置付けられており、景観計画においても整合を図った施策や基準の検討が必要です。

(4) 関連個別計画 ③ :「緑の基本計画（第2次）」

「緑の基本計画（第2次）」（以下「緑の計画」）は、都市緑地法に基づく計画であり、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進に向けた総合的な施策を示すものです。2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間で計画期間としています。

景観は、緑地の保全や緑化の推進に密接な関係があることから、景観計画については、関連個別計画である緑の計画と調和を図った計画づくりが重要になります。

□ 目指す姿（緑の将来像）

豊かな自然にふれあい、憩いとゆとりを感じられる空間を形成し、身近な公園・緑地づくりを市民と協働で進めるとともに、こどもたちが遊び、多くの人が集う、にぎわいの拠点としての魅力の向上に資する公園・緑地を目指すため、目指す姿（緑の将来像）を「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」としています。

□ 基本方針

本計画は以下の基本方針を設定。本市の景観形成方針に関連する内容であり、景観計画は以下方針との整合を図ります。

基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり / 基本方針2 市民との協働による緑づくり
基本方針3 安心できる緑づくり / 基本方針4 緑の保全、緑化の推進

□ 景観関連施策

緑の計画では、景観関連施策として以下の内容が位置付けられており、景観計画はこれらの施策との整合を図ります。

○ 水戸ならではの景観の形成

本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺で自然的景観の維持を図るとともに、偕楽園から見た千波湖方面、千波湖から見たまちなか方面への良好な眺望景観を保全し、地区の魅力を高めることで、多くの人が訪れる地区にする。

○ 身近な緑の保全・整備

街路樹の整備は、地域の特性や実情を踏まえ、良好な景観の形成、維持管理に係る費用や安全性等、様々な要素を考慮しながら、その在り方を検討する。

○ 風致地区の保全

都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため、引き続き、風致地区における許可制度の適正な運用により、適切な維持・保全に努める。

○ 景観法に基づく届出制度の運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合は、敷地内への植樹・植栽等の緑化誘導を含む景観形成基準への適合が必要である。引き続き、良好な都市景観の保全を図るため、景観法に基づく届出制度を適正に運用する。

<ポイント>

- ・「市民との協働による緑づくり」では、目指す姿である「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」の実現のため、「民有地」の緑化推進方針を位置付けており、景観計画でもその方針と整合の取れた施策を推進していく必要があります。

(5) 関連個別計画 ④ : 「歴史的風致維持向上計画 (第2期)」

「歴史的風致維持向上計画 (第2期)」(以下「歴まち計画」)は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく計画であり、歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動が一体となった「歴史的風致」を後世に継承することを目的とします。景観は、歴史的風致の維持と密接な関係があることから、景観計画は、関連個別計画である歴まち計画と整合を図った計画づくりが重要になります。2019 (平成31) 年度から2028 (令和10) 年度までの10年間を計画期間としています。

□ 維持及び向上すべき歴史的風致

本市において、維持及び向上すべき歴史的風致を以下のとおり定めています。

- 1 梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致
- 2 文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致
- 3 郷土の祭礼にみる歴史的風致

「下市に伝わる吉田神社の秋季祭礼」

「古式ゆかしい八幡宮の祭礼」

「東照宮の祭礼と水戸黄門まつりからみる中心市街地の賑わい」等



1935(昭和10)年の観梅風景
(『水戸100年』より)

□ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴まち計画では、歴史的風致の維持及び向上に関する方針を以下のとおり定めています。本市の景観形成方針や景観施策に関連する内容であり、景観計画はこれらの方針との整合を図ります。

- 1 歴史的建造物等の整備、保存、活用 / 2 歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上**
3 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化 / 4 歴史的風致等に関する情報発信と市民への普及啓発

□ 重点区域

歴まち計画の範囲は市内全域ですが、特に整備事業を推進する「重点区域」を設定しています。本市の歴史的風致は水戸城下町を中心として構成されていることから、水戸城跡及びその城下町を中心とした区域を設定しています。景観計画において、水戸らしさ、地域らしさを印象づけ、その個性や特色を際立たせるために景観形成を推進していく地域として位置付けた「特定地域」は、歴まち計画の「重点区域」の区域設定との関連も考慮して設定しました。

□ 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

歴まち計画では、「重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携」を位置付け、当該項目では「景観計画の活用」を明記しています。そのため、景観計画においても、歴まち計画との連携を十分図りながら施策を進めていきます。

<ポイント>

- ・歴まち計画では、良好な景観の形成に関する施策との連携を位置付け、「景観計画の活用」を明記しています。景観計画においても、歴まち計画との連携を十分図りながら施策を進めます。

4 近年の景観づくりに関する動向について

□ ライフスタイルの多様化や働き方の変化

近年、ライフスタイルの多様化や働き方の柔軟化が進み、リモートワークやワークライフバランスを重視する動きが広がる中で、人々が自宅周辺や地域の公共空間で過ごす時間が増えています。その結果、日常の延長線上にある“身近な景観”への関心が高まり、単なる通過点ではない、「居場所」としての公共空間の質が重視されるようになっていきます。

とりわけ、子育て世代や高齢者、テレワーク層など、多様なライフステージに対応した快適な空間整備が求められており、ベンチや植栽、歩きやすい舗装、日陰の確保など、きめ細やかな景観配慮が地域の暮らしの質を左右する要素となっています。

こうした状況を背景に、都市部では「ウォーカブルなまちづくり」が注目されており、歩行者に優しい道路空間や、回遊性の高い都市構造を目指す取組が進んでいます。にぎわいや都市の魅力創出とあわせて、景観の質的向上がまちの競争力に直結する要素として認識されつつあります。



公共空間を彩る憩いのひととき
公共空間を活用したイベントに市民が集い、くつろぎ、豊かな余暇の時間を楽しむ。

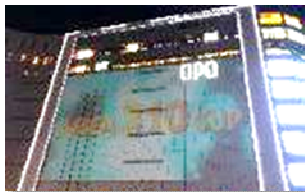


快適で歩きたくなる都市空間の創出
回遊性の向上と街歩きの魅力を高めるため、黄色のラインを活用した実証実験が行われた。

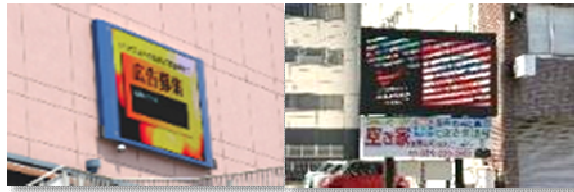
□ 技術革新と屋外広告物の新たな展開

また、情報技術や映像表現の進展により、景観に影響を与える新しい形態の屋外広告物が登場しています。例えば、プロジェクションマッピングやデジタルサイネージといった動きのある視覚的演出は、空間の演出力を高める一方で、光や動きによる景観への影響も大きく、地域ごとの特性を踏まえた運用ルールの整備が課題となっています。

さらに、民間主導によるエリアマネジメント広告の導入も進みつつあり、地域のブランドイメージや景観と調和した情報発信を図る動きが見られます。これらは、地域活性化と景観形成の両立を目指す新たな潮流ともいえますが、設置場所・表示内容・景観との調和など、行政と地域が協働しながら対応していく必要があります。



光が織りなす景観(プロジェクションマッピング)
先端技術によるプロジェクションマッピングが、まちなかの夜に彩りを与え、幻想的にぎわいを創出。



都市の新たな表情(デジタルサイネージ)
デジタルサイネージが、最先端の屋外広告物として、刻々と変化する新たな風景をつくる。

□ 脱炭素化やIoT技術の進展

環境意識の高まりとともに、脱炭素化の取組が加速し、太陽光発電施設や蓄電設備の設置が各地で進んでいます。また、IoTや5Gの普及により、通信インフラとしてのアンテナ基地局や機器ボックスの設置も拡大しています。

これらの施設は、社会基盤として必要不可欠である一方、無秩序に設置されることで景観に与える影響が大きくなる可能性も指摘されています。

今後は、景観と環境技術の両立を目指し、設置の際の景観配慮や、地域の特性に応じた景観形成基準の再検討が求められます。社会の持続可能性と調和した景観形成の在り方を模索していくことが重要です。



風景の中の再生可能エネルギー
広がり続ける太陽光発電施設が、新たな時代の息吹を都市にもたらす。自然の景観と調和の在り方が問われている。

□ まちの課題解決と景観づくりの連携

本市では、中心市街地の活性化、空き店舗・空き家対策といった多様な都市課題に対応する施策を展開しています。これらの課題は多様化・複雑化しており、単独の施策では対応しきれない側面もあります。

こうした状況の中で、景観づくりと他のまちづくり施策を連携させることにより、まちの魅力と機能を同時に高める相乗効果が期待されます。例えば、空き店舗や空き家のリノベーションや、公共空間の質の向上、市民との協働による美装化・緑化などは、地域の再生やにぎわい創出に資する取組として注目されています。

今後も、景観をまちの課題解決のツールとして捉え、連携的な視点で取り組むことが、持続可能で魅力ある都市空間の形成につながります。

5 市民の意向

本計画の策定に当たっては、市民の皆さんのまちへの想いを踏まえたものとする必要があります。様々な形で示された市民の皆さんの想いや意向を確認します。

(1) 市民1万人アンケート

「水戸市第7次総合計画－みと魁・Next プラン－」の策定や今後の本市の政策立案に向けて、2022(令和4)年5月に市民約1万人を対象に「―あなたと描く水戸の未来―市民1万人アンケート(有効回収数4,978票、有効回収率49.8%)」を実施しました。その要旨は、以下のとおりです。

～本市の印象～

- ・ 歴史や伝統があり、自然と居住環境が調和した住み良いまちと認識されています。一方、都会的な雰囲気や商業の活力には乏しいと感じています。

～本市の魅力ある資産～

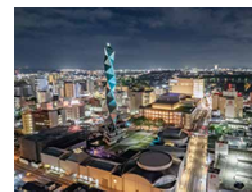
- ・ 魅力ある資産としては、「偕楽園」、「千波湖」、「弘道館」といった自然や歴史的資源への評価が高くなっています。これらは、水戸らしさの象徴であり、今後も、更にその魅力を景観施策に生かしていくことが重要です。
- ・ 「備前堀沿道地区 都市景観重点地区」の中心をなす「備前堀」については、全市的には魅力ある資産といえるまでの支持を得ていない一方、地元では高い支持を得ており、地域に愛され、地域に親しまれるような景観形成を進めていくことが求められています。



地域に愛される備前堀
地域に愛され、地域に親しまれるような景観形成を進めていくことが求められている。

～本市の目指す姿～

- ・ 本市の目指す姿としては、医療、福祉、子育てに対する期待に次いで、「都市中枢機能が集積した活気あふれるまち」が挙げられている一方で、全体的な傾向として、市民が中心市街地に足を運ぶ頻度が下がっています。また、「本市の印象」にもあったとおり、都会的な雰囲気や商業の活力には乏しいと感じている市民が多い状況です。
- ・ これらを踏まえ、景観の観点においても、まちなかの活力向上や景観の向上につながる施策により、まちなかの魅力を高めることが必要です。



MitoriO

MitoriOは、水戸芸術館、水戸市民会館及び京成百貨店というまちなかを象徴する施設を合わせた一体的な区域。まちなかの景観の向上につながる施策により、まちなかの魅力を高めることが求められている。

～市民と行政の協働～

- ・ 参加したいまちづくりや地域の活動をたずねたところ、「身近な道路や公園の清掃活動」が最も高く、「美化・緑化を進める活動」が続きました。
- ・ 美化や緑化といった活動への市民の参加意欲は高いことから、今後の景観施策においては、そうした市民の意欲を生かすことのできる施策が求められています。

(2) 市民公募による「あなたが見つけた水戸の景観 30 選」の選定

身近な景観に興味を持つとともに、新たな魅力を再発見してもらおうと、2020(令和2)年2月から8月にかけて、「あなたが見つけた水戸の景観」を募集しました。

市内外の方々からいただいた 259 の景観について、市民公募委員が初めて入った都市景観審議会において審議を行い、次の 30 の景観を選びました。

選定された景観には、歴史的建造物や自然豊かな風景など、多様な場所が含まれています。例えば、偕楽園公園、弘道館、千波湖、泉町会館、茨城県立歴史館の庭などが挙げられます。これらの景観は、水戸市の歴史、文化、自然を象徴する場所として、市民や訪れる人々に親しまれています。

<あなたが見つけた水戸の景観 30 選>

(50 音順)

1 赤尾関町(あかおせきちょう)のまちなみと長屋門		2 泉町会館	
3 茨城県三の丸庁舎(旧茨城県庁舎)と桜並木		4 茨城県庁展望台からの眺めと茨城県庁舎	
5 茨城県立水戸商業高校日本館玄関		6 茨城県立歴史館の庭	7 大塚池
8 偕楽園公園	9 旧川崎銀行水戸支店	10 楮川(こうぞかわ)ダム	
11 弘道館	12 国道 349 号から見る水戸の台地	13 逆川緑地(さかさかわりよくち)	
14 桜川	15 千波湖(千波公園)	16 ダイダラボウ像	
17 中心市街地のまちなみ	18 常澄地区の田園風景	19 那珂川	20 セツ洞公園
21 備前堀	22 萬葉曝井(まんようさらしい)の森	23 水戸芸術館のシンボルタワー	
24 水戸市森林公園の恐竜		25 水戸市水道低区配水塔	
26 水戸市役所本庁舎	27 水戸市立西部図書館	28 水戸城大手門・二の丸角櫓(すみやぐら)と白壁堀	
29 宮下銀座		30 万代橋(よろずよばし)	

- ・ 応募結果をみると、「千波湖(千波公園)」が最も多くの支持を集めており、千波湖については、本計画においても、本市の景観の中心をなすものとして位置付けする必要があります。次いで、「水戸芸術館のシンボルタワー」、「偕楽園公園」の順に支持を集めました。これらも重要な位置付けをしていくことが求められます。
- ・ また、「水戸城大手門」、「水戸市水道低区配水塔」、「茨城県三の丸庁舎(旧茨城県庁舎)」といった、「弘道館・水戸城跡周辺地区 都市景観重点地区」内のシンボルである歴史的建造物にも多くの支持が集まっていました。これらは、都市景観重点地区の景観づくりの核として、積極的な保全・活用を図ることが求められています。

あなたが見つけた水戸の景観30選 (50 音順)

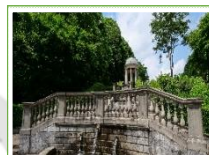
- 1 赤尾関町(あかおせきちょう)のまちなみと長屋門
- 2 泉町会館
- 3 茨城県三の丸庁舎(旧茨城県庁舎)と桜並木
- 4 茨城県庁展望台からの眺めと茨城県庁舎
- 5 茨城県立水戸商業高等学校日本館玄関
- 6 茨城県立歴史館の庭
- 7 大塚池
- 8 偕楽園公園
- 9 旧川崎銀行水戸支店
- 10 楮川(こうぞがわ)ダム
- 11 弘道館
- 12 国道 349 号から見る水戸の台地
- 13 逆川緑地(さかさがわりよくち)
- 14 桜川
- 15 千波湖(千波公園)
- 16 ダイダラボウ像
- 17 中心市街地のまちなみ
- 18 常澄地区の田園風景
- 19 那珂川
- 20 セツ洞公園
- 21 備前堀
- 22 萬葉曝井(まんようさらしい)の森
- 23 水戸芸術館のシンボルタワー
- 24 水戸市森林公園の恐竜
- 25 水戸市水道低区配水塔
- 26 水戸市役所本庁舎
- 27 水戸市立西部図書館
- 28 水戸城大手門・二の丸角櫓(すみやぐら)と白壁堀
- 29 宮下銀座
- 30 万代橋(よろずばし)



24
水戸市森林公園の
恐竜



10
楮川ダム



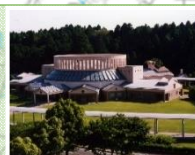
20
セツ洞公園



1
赤尾関町のまちなみ
と長屋門



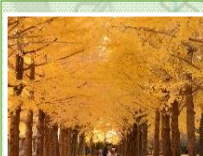
7
大塚池



27
水戸市立西部図書館



4
茨城県庁展望台から
の眺めと茨城県庁舎



6
茨城県立歴史館の庭



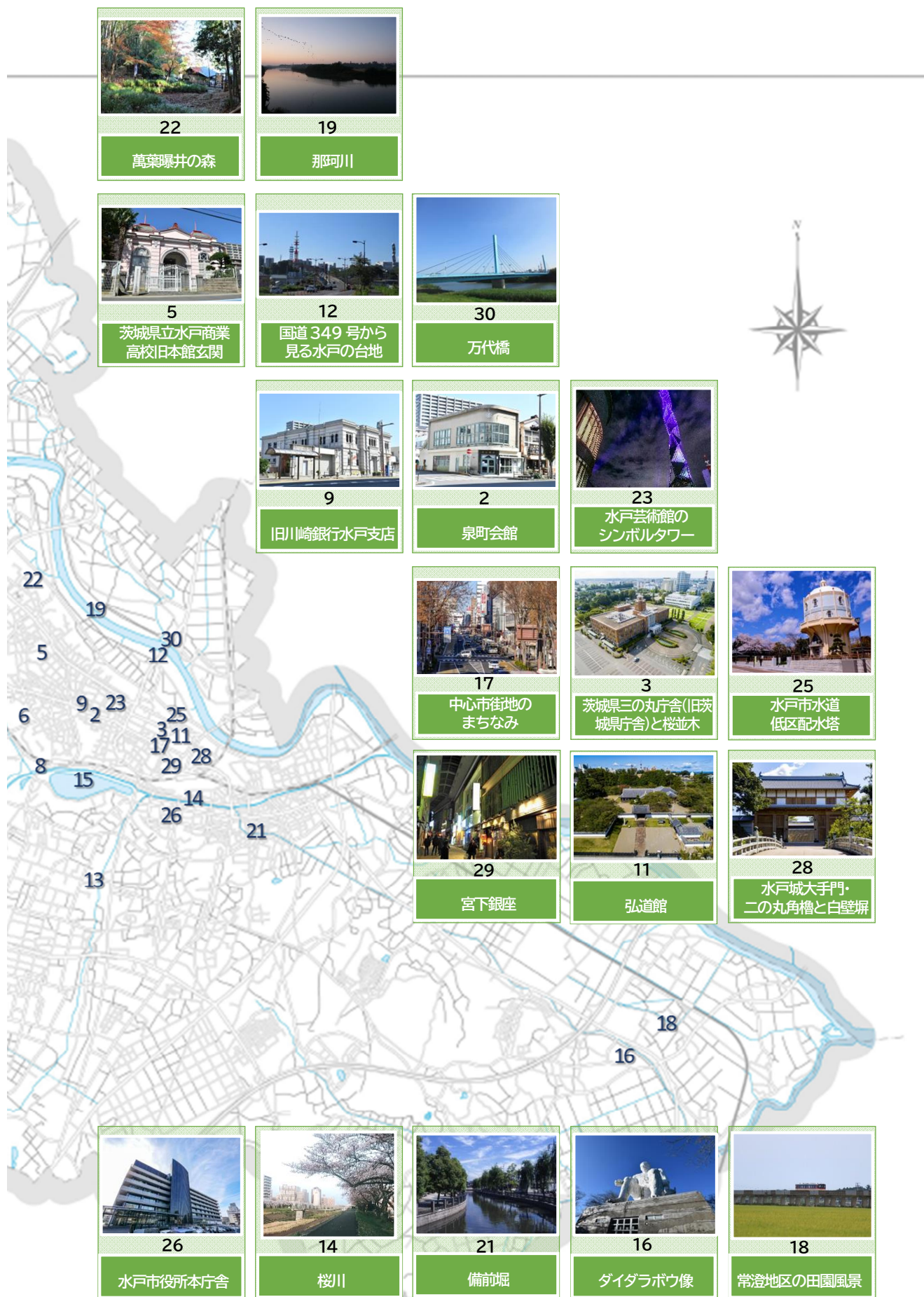
8
偕楽園公園



15
千波湖(千波公園)



13
逆川緑地



(3) 地域別意見交換会

「水戸市都市計画マスタープラン(第3次)」及び「水戸市立地適正化計画(第2次)」の策定に当たり、2024(令和6)年7月から8月にかけて、水戸市内13地域において、地域別意見交換会を実施しました。地域別意見交換会の参加者からは、景観に関連する内容として、次のような意見がありました。

～ 全般 ～

- ・ 限られた財源の中では、メリハリのあるまちづくりが必要である。

～ まちなか ～

- ・ まちなかに高層マンションが乱立する状況は景観上問題であり、適切な高さ制限が必要
- ・ まちなかにおいて、きめ細やかな景観誘導が必要
- ・ 市民会館が出来たことで人が来ても、そこだけ見て帰ってしまう。周辺への波及が望まれる。
- ・ 千波公園は、市街地に位置する都市公園としては、ニューヨークのセントラル・パークに次ぐ世界2位の広さであるが、知名度が低い。積極的なPRが必要。

～ 田園 ～

- ・ 田園地域で耕作放棄地が目立つ状況があるが、緑を守りながら、活気ある街にしていけないといけない。

～ 地域資源 ～

- ・ 備前堀の緑道の路面の大谷石が劣化して危険であり歩きづらく対応が必要
- ・ 備前堀周辺の道路が凸凹でベビーカーを押せない。こども連れでも使いやすい環境にしてほしい。
- ・ 保和苑周辺地区のロマンチックゾーンを憩いの場として魅力向上を進めてほしい。



地域別意見交換会の様子

（４）浜田地区意見交換会（ワークショップ）

備前堀周辺地区においては、空地・空き家の増加や地域住民の高齢化、整備時の質の高い材料による道路等の修繕が困難になるなど、備前堀沿道地区の都市景観重点地区指定時（H14）と状況が変化しています。

周辺の住民等の意見を踏まえた、新たな景観まちづくりの在り方の検討を行うため、茨城大学（工学部都市システム工学科）と連携し、「浜田地区意見交換会～教えてください！備前堀のいいところ～」を2024（令和6）年10月に開催しました。意見交換会では、茨城大学の学生が備前堀の特徴や魅力に関して研究発表を行ったあと、地域住民の皆さんとワークショップを行いました。

参加者からは、次のような意見がありました。

～ まちの方向性 ～

- ・ 観光地ではなく、暮らしやすさ重視のまちにしてほしい。
- ・ 地元の人が暮らしやすいまちになると良い。
- ・ ここを知らない人が息抜きに来てくれるような場所になると良い。
- ・ 住んでいる人も外から来た人もまじり合うようなあたたかい場所になると良い。
- ・ 地元の方も観光の方も集まり足をとめられる場所が良い。
- ・ 城下町らしい歴史を感じられるまちづくりを希望。
- ・ 備前堀とハミングロードをタイアップした歴史と文化遺産の住み良いまちになってほしい。
- ・ このまちをどうしていくかのビジョンが必要。そこが明確なら若い人も入ってくると思う。

～ 商店街（ハミングロード 513）との連携等 ～

- ・ 水戸市の一つのスポットとなり、そこからハミングロードへも人が流れ、にぎわう下市に戻ってほしい。
- ・ 新しい空き家を活用したお店や人が外にいる気配が生まれていくと良いと思う。
- ・ まちの方向性がしっかりしていれば、商店街に一般住宅が入ってしまうことはない。

～ 道路、緑道 ～

- ・ 道を直してほしい。備前堀緑道の大谷石は不要だと思います。
- ・ 今は歩きづらいため、散策しやすい場所になると良い。

<「意見交換会～教えてください！備前堀のいいところ～」の様子>



参加者募集チラシ

6 水戸市景観計画の施策の評価

(1) 景観施策の成果と今後の方向性

平成20年に策定した景観計画では、「やすらぎとにぎわいが共存する風格ある“水戸らしい”景観づくり」を目標に掲げ、様々な景観施策に取り組んできました。

主な取組としては、以下のような施策を実施してきました。

- ・ 自主条例から景観法への移行と、それに基づく施策の展開
- ・ 良好な景観や住環境の保全、秩序ある都市環境の形成を目的とした高度地区の指定
- ・ 屋外広告物や風致地区に関する独自条例の制定による景観規制
- ・ 公共施設整備を通じた先導的な景観形成の実施
- ・ 都市景観重点地区の指定による、市民・事業者・行政の協働による取組の推進

これらの施策により、特に以下のような地域で「水戸らしさ」が感じられる景観の形成を進めてきました。

- ・ 偕楽園・千波湖周辺地区では、自然的景観を基調に、地域の歴史性を踏まえた景観形成
- ・ 弘道館・水戸城跡周辺地区では、歴史を感じさせる景観の保全と創出
- ・ まちなかエリアでは、水戸市民会館や道路景観の整備を通じて、にぎわいと快適な都市空間の創出

これまでの取り組みにより、良好な景観形成に一定の成果が見られており、今後もこれらの施策を継続していくこととします。一方で、これまでの運用の中で明らかになった課題もあり、それらに適切に対応していく必要があります。



景観施策	主な内容
景観法による大規模建築物等の届出	・ 景観法に基づく届出制度を導入(H21)※市条例から移行 ・ 色彩誘導基準を追加(H21～) ・ 特に大規模な建築物を対象に、事前協議の段階から都市景観専門委員の調査及び助言・指導を実施(H21～)
建築物の高さ制限の導入	・ 市街化区域全域を対象に高度地区を指定(H22)
景観重要建造物の指定	・ 水戸城大手門、二の丸角櫓、土塀及びその敷地の指定(R3)
市屋外広告物条例による屋外広告物の許可	・ 市屋外広告物条例の制定(H22) ※県条例から移行 ・ 屋外広告物特別規制地区の指定(H22)
都市景観条例による都市景観重点地区の指定及び建築物等の届出	・ 備前堀谷道地区における届出(H15～) ・ 弘道館・水戸城跡周辺地区の指定及び届出(H31～)
市風致地区条例による建築物等の許可	・ 市風致地区条例の制定(H26) ※県条例から移行 ・ 風致保全方針の策定(H27)
公共施設の整備	・ 弘道館・水戸城跡周辺地区での地区の特性を生かした歴史的景観整備 ・ 水戸市民会館及びその周辺におけるまちなかの魅力を高める景観整備 ・ サインマニュアル等による景観誘導(H7～)
市民、事業者の意識啓発、活動支援等	・ 都市景観形成補助事業(H15～) ・ 景観協定認可(H30) ・ 市民公募による景観選定事業(R2) ・ ホームページ等での広報 ・ 景観に関する講座、図書館での展示、関係業界向け研修会

(2) 法令に基づく規制・誘導の運用に関する課題

～ 大規模建築物等の届出 ～

- ・ 工作物の種類は様々あるが、景観基準が一律で景観誘導が図りにくいことから、適切な景観誘導を図る必要がある。(太陽光施設 等)
- ・ まちなかや田園地域といった地域特性の違いに関わらず市内一律の景観形成基準であり景観誘導が図りにくいことから、地域特性を踏まえた景観形成基準への見直しが必要である。(色彩 等)
- ・ 大規模建築物に付帯する屋外広告物の基準がなく、建物と一体的な景観誘導が困難なため、基準整備が必要である。
- ・ 抽象的な表現の景観基準は、人によって捉え方が異なるおそれがあることから、景観形成基準の表現の具体化が必要である。
- ・ 都市景観専門委員による事前調査の段階で、すでに事業計画が固まっている場合が多く、景観誘導が十分に図れないことがあることから、効果的な手続きとなるような見直しが必要である。
- ・ 着工前の手続きどおりに建築物等が施工されたことを確認できていないことから確認手続きの在り方の見直しが必要である。

～ 屋外広告物の許可 ～

- ・ 液晶ディスプレイをはじめとするデジタルサイネージなど、新たな形態の屋外広告物やエリアマネジメント広告等の新たな仕組みの屋外広告物に条例が対応できていないことから、規制の在り方の検討が必要である。
- ・ 違反広告物が依然散見されることから、適正化を図る必要がある。
- ・ 条例による規制対象外である屋内広告物(窓の内側から外に向けて表示する広告)が景観に影響を与えている場合があることから、景観誘導対象の在り方を見直す必要がある。

～ 都市景観重点地区の届出 ～

- ・ 大規模建築物等の場合には、景観法に基づく届出と二重の手続きが生じており、統合化を検討する必要がある。

(3) 景観形成の取組に関する課題

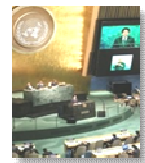
- ・本市の景観の取組が広く知られないことから、景観への意識啓発を図るため、広く周知・広報する必要がある。
- ・水戸らしい景観づくりのイメージを市民と共有できていないことから、イメージを描き、市民と共有するとともに、具体化させる取組が必要である。
- ・まちなかにおいて、観光客等の来訪者が回遊したくなるような景観になっていないことから、空地(駐車場)の増加に対応したまちなかの景観誘導や、まちのコンセプトが伝わる景観形成など、回遊したくなるような景観形成に取り組む必要があるとともに、観光部門と連携した取組が必要である。
- ・田園景観の中に太陽光発電施設の建設等が増加しており、田園景観を保全するためには、農政部門と連携した取組が必要である。
- ・良好な景観形成に取り組むための公共心や地域への関心が低いことから、教育部門と連携した取組が必要である。
- ・通常の維持管理水準による道路修繕や生活環境向上等のための街路樹の強剪定や伐採など、整備時の景観の維持が困難なケースがあることから、公共施設の管理部門との連携した取組が必要である。

7 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015(平成27)年9月の国連サミットで、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国においては、優れた取組を提案した都市をSDGs未来都市に選定するなど、SDGsを原動力とした地方創生を推進しており、地方公共団体においても、SDGsを踏まえた持続可能なまちづくりが求められています。



国連サミットの様子
(写真:外務省ホームページ)

(2) 本計画に主に関係する持続可能な開発目標（SDGs）



本景観計画は、持続可能な社会の実現に向けて、景観教育や景観資源の保全・活用を通じた「次世代への継承」、経済効果や生活環境の向上を目指す「地域の活性化」、そして市民・行政・事業者の協働による「パートナーシップの推進」を基本としています。これにより、水戸市ならではの個性と魅力を生かした、持続可能な景観まちづくりを進めます。

関連するSDGs	景観計画に基づくアクション
4 質の高い教育をみんなに	景観教育や情報発信を通じて、市民共有の財産である景観を次世代に継承し、意識向上を図ります。
8 働きがいも経済成長も	優れた景観づくりが地域の魅力を高め、経済成長や市民の働きがいの創出につながります。
11 住み続けられるまちづくりを	景観の質を高めることで、快適で魅力的な生活環境を形成し、持続可能なまちづくりを実現します。
12 つくる責任 つかう責任	景観資源の保全と活用を通じて、水戸ならではの個性と魅力を感じられる景観づくりを推進します。
15 陸の豊かさを守ろう	水や緑を積極的に保全・活用し、自然と調和した潤いのある景観を形成します。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	景観づくりは行政、市民、事業者が連携・協力し、役割を果たすことで実現します。

8 用語解説

行	用語	解説
あ	IoT 技術 (あいおーていぎじゅつ)	「モノのインターネット」と訳され、様々なモノ(物理的なデバイス)がインターネットを通じて相互に接続され、情報を収集・共有・処理する技術のことを指す。これにより、モノが自動的にデータをやり取りして効率的に動作し、便利なサービスや機能を提供する。
あ	ICT 技術	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。情報や通信に関する技術の総称。景観分野では、デジタル地図やオンライン会議、SNS などを通じた情報共有や住民参加に活用されている。
あ	アイストップ	線の先に自然と目が留まる建物や樹木、モニュメントなどの景観要素。まちの風景に印象的なアクセントを与える役割を持つ。
あ	アイデンティティ	まちや地域が持つ独自の歴史、文化、風景などによって形づくられる「その場所らしさ」や固有の特徴のこと。
い	意匠	建築物などの形や模様などのデザイン全般を指す。景観においては、美しさや調和を生み出す重要な要素となる。
い	インフルエンサー	SNS などを通じて多くの人に影響を与える発信者。景観やまちの魅力を広く伝える担い手としても注目される。
う	ウォーカブル	「歩きやすい」又は「歩行に適した」という意味の英語で、特に都市や街区の設計において使われる言葉。ウォーカブルな街とは、住民や訪問者が徒歩で簡単に移動でき、歩行が快適で安全な環境が整っている場所を指す。ウォーカブルな環境は、健康の促進、環境への負荷軽減、地域の活性化など、様々な利点をもたらすとされている。
え	エリアマネジメント	特定の地域(エリア)を対象に、地域の価値を高め、持続的な発展を実現するために、地元の住民、事業者、行政等が協力して行う取組や活動のことを指す。地域の課題を解決し、魅力的で快適な環境をつくることを目的とする。
え	エリアマネジメント広告	エリアマネジメント活動等の公益還元を目的に設置・表示される広告物
お	屋外広告物 (おくがいこうこくぶつ)	屋外広告物法において規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。商業広告だけでなく非営利な内容の広告も、屋外広告物に含まれる。
お	屋外広告物法	良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、「屋外広告物の表示」、「屋外広告物を掲出する物件の設置と維持」、「屋外広告業」について、必要な規制の基準を定める法律(昭和 24 年制定)
お	屋外広告物条例	屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づく条例であり、屋外広告物及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観若しくは風致の維持及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。
お	屋外広告物特別規制地区	水戸市屋外広告物条例に基づき指定する地区であり、地区の特色を生かした景観づくりに支障となる屋外広告物を制限し、良好な景観を保全するもの。水戸市が特別規制地区として指定した地区内では、屋上利用広告物や彩度の高い広告物等の設置・表示を規制・制限している。
お	屋内広告物 (おくないこうこくぶつ)	建築物の内部に設置され、不特定多数の人の目に触れる広告物。ショーウィンドウ内の表示や駅構内の掲示などが該当する。
か	幹線道路(かんせんどうろ)	全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。
き	基調色	建築物や景観要素に使われる色の中で、面積が最も多く、全体の印象を決定づける基本となる色。周囲との調和を図る上で重要となる。
き	近隣商業地域	都市計画法により定められる「近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」のこと。
け	景観	景観法では「景観」の定義を置いていない。この理由は、国土交通省の作成する景観法運用指針に示されており、「統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがある」等の理由によるものである。「景観」の定義自体そのものを景観行政団体の考えに委ねた点は、景観法の大きな特徴といわれている。
け	景観法	我が国の都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に制定された、日本で初めての景観についての総合的な法律。(平成 16 年制定)
け	景観行政団体	景観法が新たに創設した制度。市町村のうち政令指定都市及び中核市は、自動的に景観行政団体になる。政令指定都市又は中核市でない市町村は、都道府県知事との協議を経て、景観行政団体となることができる。なお、市町村が景観行政団体とならない地域については、都道府県が景観行政団体となる。
け	景観計画	景観行政団体が、景観法に基づき定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。「景観計画の区域」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」を定めることが義務。また、「良好な景観の形成に関する方針」、「屋外広告物等に関する制限」、「景観重要公共施設の整備に関する事項」等を定めることができる。景観計画の内容の一部は、景観法に根拠を有する条例に規定されることにより、景観に影響を与える個別行為に対して、法的拘束力を持つ。
け	景観計画区域	景観法に基づいて策定された景観計画の対象区域のこと。
け	景観条例	美しいまちなみ・良好な景観を形成し保全することを目的として、地方公共団体が制定する条例のこと。
け	景観重要樹木	景観重要樹木は、良好な景観を形成する樹木を保全するために、景観法に基づき指定される樹木のこと。地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木が対象となる。指定されると、伐採や移植には許可が必要となる。
け	景観重要建造物	景観重要建造物は、景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化などの観点から、外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物について、景観行政団体の長が指定するもの。指定された建造物には、外観の変更などを行う際に、景観行政団体の長の許可が必要となるなど、一定の規制が適用される。
け	景観重要公共施設	景観重要公共施設は、道路、河川、都市公園などの公共施設のうち、景観形成に重要なものとして、景観法に基づいて指定されるもの。これらの施設は、景観計画の中で、景観上の整備方針や占用許可の基準などが定められ、整備や占用を行う際には、それらの基準に従う必要がある。
け	景観協定	ひとまとまりの土地について、土地所有者等の全員の合意により、その区域における良好な景観の形成に関するルールを定める協定のことをいう。景観法に基づく制度で、一定の法的効力がある。
こ	公共財	誰もが利用でき、他者の利用で減ることのない財やサービス。街路や公園、景観なども含まれ、公共にとって重要な資産である。
こ	高度地区 (こうどちく)	都市計画法に規定する地域地区で特定の地区における建物の高さに関する規制を定めた地区を指す。高度地区は、都市の機能や快適な環境を保つために様々な視点から設定される。
こ	耕作放棄地 (こうさくほうきち)	以前は農地として利用されていたものの現在は農作物が栽培されておらず今後も再利用する見込みがない土地を指す。
し	市街化区域	都市計画法により定められる「すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
し	市街化調整区域	都市計画法により定められる「市街化を抑制すべき区域」のこと。
し	指定確認検査機関	建築基準法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する、建築物の確認や検査を行う民間の専門機関。
し	社会資本	一般的に、国や地域社会の経済活動や生活を支えるための公共的な施設やインフラを指す。具体例として、道路、橋、上下水

		道、電力・通信施設、教育機関、病院、公園等が挙げられる。
し	城郭	防御や支配の拠点として築かれた建築物で、天守や石垣、堀などを備える。地域の歴史や景観に深く関わる遺構。
し	商業地域	都市計画法により定められる「主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」のこと。
し	審議会	地方自治法で規定する附属機関で、地方公共団体の事務の審査・審議・調査等を行う機関。
し	人口減社会	出生数の減少や高齢化により、総人口が長期的に減少していく社会のこと。都市や地域の景観づくりにも新たな視点と対応が求められる。
じ	準住居地域	都市計画法により定められる「道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域」のこと。
す	スカイライン	スカイラインとは、建築物や地形が空と接する輪郭線を指し、都市や自然の風景において重要な景観要素である。特に都市部では、建物の高さや形状の違いによって生まれるシルエットが、まち全体の印象を大きく左右する。良好なスカイラインは、遠望景観の美しさや都市の統一感を高め、地域の魅力や個性の形成に寄与する。景観計画においては、建築物の高さや配置を適切に誘導し、調和のとれたスカイラインの形成を図ることが求められる。
せ	専門委員	地方自治法で規定する地方公共団体の長の補助機関。長の権限に属する事務に関し、その専門の学識経験を持って調査研究を行い、その結果を地方公共団体の行政に反映させることを目的として設置される機関。
そ	総合計画	地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。
だ	第一種低層住居専用地域	都市計画法により定められる「低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」のこと。
だ	脱炭素化	温室効果ガスの主要因である二酸化炭素(CO ₂)の排出を抑え、最終的には排出をゼロにすることを目指す取組やプロセスを指す。これにより、気候変動を抑制し、持続可能な社会を実現することが目的。
ち	地域文化財	地域文化財とは、国や県、市の指定・登録を受けていないものの、地域で大切に守り伝えられている文化的価値のある建物や遺構、習俗などを指す。水戸市では、こうした地域独自の貴重な文化財を後世に継承するため、H30年に「水戸市地域文化財制度」を創設。市民からの推薦をもとに調査・審議を行い、教育委員会が認定することで、その保護と活用を図っている。
ち	地区計画	ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制・誘導を行う都市計画法に基づく制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化・緩和することができ、各街区の実情に応じた整備及び保全を図るもの。
ち	眺望景観	ある視点場(景観を見る地点)から視対象(眺められる対象物)を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと。
で	デジタルサイネージ	電子ディスプレイやプロジェクターを利用して、広告や情報を表示するデジタル媒体。店舗、駅、街中等の公共空間で見られる電子看板や案内板が代表例。従来の紙やポスターといった静的な掲示物に比べ、動的で視覚的な訴求力が高いのが特徴。
で	出前講座	市職員が地域や学校などに出向き、所管する行政施策について直接説明や意見交換を行う参加型の学習機会。
と	都市基盤	一般的に、都市の機能を支える基本的なインフラや施設の総称。具体的には、道路、上下水道、電力・ガス供給、通信網、公共交通、公園等が含まれる。
と	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づくまちづくりの方針であり、正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」という。市町村マスタープランとも呼ばれる。市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。
と	都市景観重点地区	水戸市都市景観条例に基づき指定する地区であり、地区の特色を生かした優れた都市景観づくりを進めるために、都市景観づくりの基本目標、公共施設の整備方針及び都市景観基準を定め、建築するときなど、あらかじめの届出により、景観形成を誘導する。
と	都市景観大賞	「都市景観の日」実行委員会が主催し、良好な景観の形成に資する普及啓発活動として、平成3年度より毎年度実施されている表彰制度。良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すもの。水戸市では、令和5年度に「弘道館・水戸城跡周辺地区」が特別賞を受賞した。
と	都市公園	都市公園とは、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したものをいう。憩いや交流、防災など多様な機能を持ち、良好な都市景観や生活環境の形成に寄与する。
と	都市中枢機能	行政、経済、文化など都市の中心的役割を担う機能。官公庁、企業、商業施設などが集積し、都市全体の活力や景観の中核を形成する。
ど	土塁(どるい)	土で築いた「塁」(るい＝とりで、堤防)のこと。
な	長屋門	武家屋敷や農家に見られる、門と住居や物置が一体となった建築形式。歴史的景観の構成要素として地域の風情や文化を伝える役割を持つ。
ね	ネーミングライツ	公共施設に企業名などを冠する命名権。景観への配慮が求められ、地域との調和を図りながら導入されることが望まれる。
ぱ	パーク&ウォーク	目的地周辺に自動車を駐車し、そこから徒歩で移動する仕組み。歩行を促し、中心市街地の渋滞緩和や景観・環境の改善に寄与する。
ぱ	パークPFI	公園施設の整備・管理運営に民間資金を活用する制度。収益施設の設置を認めることで、魅力ある公園づくりを促進する。
ぱ	パブリックスペース	一般の人々が自由に利用できる公共の場所を指し、街路、公園、広場等が含まれる。これらの場所は、特定の人々に限定されず、地域住民や訪問者など、誰でもアクセスできることが特徴。パブリックスペースは、地域社会の交流や文化活動、リラックス、イベント開催など、様々な活動の場となり、都市環境における重要な役割を果たしている。
ふ	風致地区 (ふうちちく)	都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑等の自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。
ぷ	プロジェクションマッピング	建物や物体の表面に映像を投影し、その形状や質感を生かして、視覚的な演出を行う技術。立体物をスクリーンとして活用し、実物と映像が一体化することで、現実と仮想が融合したような独特の視覚効果を生み出す。屋外広告物法に基づく「屋外広告物」に該当するとされる。
ま	マンセル表色系	マンセル表色系は、色彩を客観的に捉える方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の3属性の組み合わせによって一つの色を表す。
み	水戸学の道	水戸の誇る歴史や文化、水戸藩が育んだ魁の精神等に触れ、親しんでいただくとともに、歴史的景観を楽しみながら回遊していただくため、水戸市が設定した散策ルート。光圀(義公)ルート、斉昭(烈公)ルート、慶喜(将軍)ルートの三つのルートを設定している。
み	水戸市水道低区配水塔 (すいどうていはいすいとう)	下市地区へ良質な水道水を市民に供給するため、昭和7(1932)年に造られた。設計者は後藤鶴松で、円筒形のコンクリート製。1階入口の上部にはゴシック風装飾も施された意匠が特徴。
む	無電柱化	電柱や電線を地中化し、景観の向上や防災・バリアフリーの確保を図る取り組み。良好な都市景観づくりの観点からも重要視されている。
わ	ワークショップ	参加者が主体的に話し合いや作業を行いながら、特定のテーマについて知識を深めたり、アイデアを出し合ったりする参加型の活動形式をいう。

9 景観の書庫 ～ 景観を学ぶための書籍等 ～

美しい景観は、一朝一夕にして生まれるものではありません。

それは、時の流れの中で培われ、人々の思想や文化が織り重なりながら形づくられます。私たちが目にする都市の姿もまた、歴史の叡智と未来への想像力が交錯する場であり、その奥深さを知ること、より豊かなまちづくりへとつながるものと考えます。

この書庫には、景観の本質をひも解き、都市の美を探究するための書籍を集めました。建築・都市計画の視点から、文学作品まで、多様な知の扉がここに開かれています。

ページをめくっていただくたびに、景観の意味を深く理解し、新たなまちの形を思い描くきっかけとなることを願っています。

～ 都市景観の名著・基本書 ～

「街並みの美学」 芦原義信（岩波書店）

『街並みの美学』（1979年）は、都市と建築の間にある「街並み」に注目し、その形成を歴史や風土、人々の営みと結びつけて考えた名著です。著者は世界各地の都市を建築家の視点で分析し、都市構造や空間の在り方を理論的に探求しています。さらに、美しい街並みをつくるための具体的な手法を示し、調和のとれた都市景観の大切さを説いています。

街並みは単なる建築の集まりではなく、人々の暮らしや文化を映すものとして、都市景観の質を左右する重要な要素としています。都市の魅力を高める景観づくりの基本を示す一冊です。



～ 人口減社会におけるまちづくり ～



「都市をたたむ」 饗庭伸（花伝社）

『都市をたたむ』（2015年）は、人口減少の波が都市を包み込む時代に、私たちはどのようにまちと向き合い、未来を織り上げていくのかを静かに、しかし力強く問いかける一冊です。

衰退を単なる終焉とせず、そこで暮らし続ける人々の営みや風景を慈しみながら、都市を無理に拡張せずに「畳む」ことで持続可能な未来を描こうとします。失われていくものを嘆くのではなく、減少の中に残る価値に目を向け、柔らかく、丁寧に畳み、次代へと手渡す。その思想は、縮退する都市にも豊かな時間と風景を紡ぐための羅針盤となり、静かな希望を私たちに示してくれます。

～ 街路と暮らしの重要性に着目した都市論 ～

「アメリカ大都市の死と生」 ジェイン・ジェイコブズ（鹿島研究所出版会）

『アメリカ大都市の死と生』（1961年）は、まちはそこに暮らす人々によってつくられるという視点から、20世紀の都市計画の常識を根底から問い直した作品です。著者ジェイン・ジェイコブズは、画一的な再開発やゾーニングが都市を死なせていると指摘し、生活の営みが息づく街路の重要性を描き出しました。

商店のやりとり、見知らぬ人同士のまなざし—そうした日常の積み重ねこそが都市の安全と活力を育むと説きます。多様性と混在、歩行者の視点を重視するその思想は、コンパクトで持続可能な都市の在り方を考える上で、今なお大きな示唆を与えてくれます。



～ 風景を通じて心を見つめる文学 ～



「風立ちぬ」 堀辰雄（新潮社）

『風立ちぬ』（1938年）は、自然の風景と人の内面が静かに響き合う文学作品として、日本の風土と感情の深い関係を丁寧に描き出します。霧や風、山の稜線、移ろう季節といった繊細な風景は、愛や喪失、祈りといった感情と重なり合い、読者の記憶に深く刻まれます。

静寂の中に情感が漂い、風景が登場人物の心象を写し出す本作は、景観を「見るもの」ではなく「感じるもの」として捉える視点に気づかせてくれます。風景の中に心の輪郭がにじむような、詩的で豊かな一冊です。

～ 都市景観の名著・基本書 ～

「都市のイメージ」ケヴィン・リンチ(岩波書店)

～ 記憶と風景が織りなす、まちの新たなストーリー ～

都市の景観を考えると、ケヴィン・リンチの名著『都市のイメージ』(1960年)は今なお私たちに多くの示唆を与えてくれます。

リンチは、都市のイメージを形づくる要素として、「パス(道)」、「ディストリクト(地域)」、「ランドマーク(目印)」、「エッジ(縁)」、「ノード(結節点、集合点)」という5つの構成要素を提起しました。

それらは都市の記憶を紡ぎ、人々の心に深く刻まれる都市像を形づくる、まるで風景を織り上げる糸と針のような存在です。



今回の景観計画で位置付けた「特定地域」及び「土地利用ゾーニングに基づく地域」区分は、リンチが説いた「ディストリクト(地域)」に重なります。それぞれの地域が抱く歴史や文化、自然の息吹が、そこに暮らす人々の日常と交わりながら、一つ一つの風景を形づくっていきます。異なる色合いの景観が重なり合いながら、やがて一枚の美しい都市の織物として広がっていく——そんな姿を思い描きながら、地域ごとの景観の個性を大切に紡いでいきます。



ディストリクト(District)



パス(Paths)

さらに、「アクセスルート沿いの地域の景観形成方針」では、市外・県外から訪れる人々はもちろん、日々その道を行き交う通勤者や通学者といった、都市の日常を支える人々にも目を向けました。

幹線道路や鉄道などの「パス(道)」は、人々が都市に触れる最初の風景であり、また、日常の中で季節の移ろいを感じる場所でもあります。都市の玄関口として訪れる人を迎え入れるとともに、そこに暮らす人々にとっても、日常を支える大切な道筋であることを意識しました。

一方で、リンチが挙げたその他の要素——「ランドマーク(目印)」、「エッジ(縁)」、「ノード(結節点)」——については、本計画の中では随所にその要素を感じとれる部分はありますが、いずれも明確に体系化して位置付けたものではありません。

しかし、それらはこれから市民や事業者とともに育み、発見していく、まちの新たなストーリーを紡ぐ未来の風景でもあります。

例えば、まちの象徴となる建物や樹木が「ランドマーク」として人々を導き、地域の特徴を映す「エッジ」が日々の暮らしにそっと溶け込み、人々が集い語らう場が「ノード」として息づいていく。

そのような姿を思い描きながら、市民一人一人が景観形成の担い手となることを目指します。



ランドマーク
(Landmarks)



エッジ(Edge)



ノード(Nodes)

都市のイメージは、単なる視覚的な美しさにとどまらず、そこに流れる時間や、ふと立ち止まったときに感じる空気の匂い、人々の記憶の層によって、より豊かに形づくられていきます。

この景観計画は、その礎を築く一歩です。これからの歩みの中で、市民とともに日々の風景にそっと息吹を与えながら、誇りと愛着に満ちた都市の姿とともに描き続けていきたいと願っています。

<参考文献(イラスト引用も)>

・ケヴィン・リンチ(丹下健三、富田玲子共訳)『都市のイメージ』1968年、岩波書店

10 参考文献等

- 饗庭伸 『都市をたたく-人口減少社会をデザインする都市計画-』2015年、花伝社
- 饗庭伸 『平成都市計画史-転換期の30年間で残したもの・受け継ぐもの-』2021年、花伝社
- 饗庭伸（編著）『都市を学ぶ人のためのキーワード辞典』2023年、学芸出版社
- 大澤昭彦 「水戸芸術館タワーを中心とするスカイライン形成と歴史的景観保全」ほか『高さ制限とまちづくり』、2014年、学芸出版社
- 屋外広告行政研究会 『屋外広告物の知識 第5次改訂版（法令編）』2019年、ぎょうせい
- 北村喜宣 『分権政策法務と環境・景観行政』2008年、日本評論社
- 北村喜宣 『自治力の躍動～自治体政策法務が拓く自治・分権～』2015年、公職研
- 景観法制研究会 『逐条解説景観法』2004年、ぎょうせい
- 景観まちづくり研究会 『景観法を生かす』2004年、学芸出版社
- 色彩検定協会 『色彩検定公式テキスト1級編』2020年、公益社団法人色彩検定協会
- 色彩検定協会 『色彩検定公式テキスト2級編』2019年、公益社団法人色彩検定協会
- 小浦久子 「景観まちづくり-変化を地域づくりにつなぐ」『新都市』2022年1月号、都市計画協会
- 国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 「屋外広告物を活用した地域活性化の取組みについて」『新都市』2021年1月号、都市計画協会
- 坂和章平 『わかりやすい景観法の解説』2003年、新日本法規出版
- 篠原修 『景観用語辞典 増補改訂第2版』2007年、彰国社
- 田邊学 『屋外広告物と景観まちづくり』『新都市』2021年1月号、都市計画協会
- 都市計画法制研究会 『よくわかる都市計画法 第2次改訂版』2018年、ぎょうせい
- 西村幸夫 『西村幸夫 講演・対談集 まちを想う』2018年、鹿島出版会
- 日本建築学会 『景観計画の実践～事例から見た効果的な運用のポイント～』2017年、森北出版
- 橋本隆 『自治体の都市計画担当になったら読む本』2022年、学陽書房
- 馬場正尊+OpenA 『エリアルノベーション 変化の構造とローカライズ』2016年、学芸出版社
- 簗原敬ほか 『白熱講義 これからの日本に都市計画は必要ですか』2014年、学芸出版社
- 安本典夫 『都市法概論 第2版』2013年、法律文化社

- 茨城新聞、「人と街を大事に 市民会館設計 横須賀さん、水戸で講演」2024年9月14日
- 今枝由郎 『ブータンに魅せられて』2008年、岩波書店
- 岡部明子 『バルセロナ 地中海都市の歴史と文化』2010年、中央公論社
- オルテガ（A・マタイス、佐々木孝共訳）『ドン・キホーテに関する思索』1968年、現代思潮社
- 金子みすゞ 「水と影」『日本語を味わう名詩入門2 金子みすゞ』2011年、あすなろ書房
- 川端康成 『雪国』1948年、新潮文庫（初出：1937年）
- グレアム・マーフィ 『ナショナル・トラストの誕生』1992年、緑風出版
- ケヴィン・リンチ（丹下健三、富田玲子共訳）『都市のイメージ』1968年、岩波書店
- ジェイン・ジェイコブズ（山形浩生訳）『アメリカ 大都市の生と死』2010年、鹿島出版社（原書初出：1961年）
- 鈴木董 『図説イスタンブル歴史散歩』1993年、河出書房新社
- 宗田好史 『にぎわいを呼びよ Italiaのまちづくり 一歴史的景観の再生と商業政策一』2000年、学芸出版社
- 中田節子（林美一監修）『広告で見る江戸時代』1999年、角川書店
- 中村明 『感覚表現辞典』1995年、東京堂出版
- 林弥栄 「ユキノシタ科」『山溪カラー名鑑 日本の樹木』1985年、山と山溪社
- フリードリヒ・ニーチェ（白取春彦訳）『超訳 ニーチェの言葉』2015年、ディスカヴァー・トゥエンティワン
- 堀辰雄 『風立ちぬ』2012年、角川春樹事務所（初出：1936年）
- 水戸観光コンベンション協会 『水戸旅』一般社団法人水戸観光コンベンション協会ホームページ
- 水戸市 「千波湖タムスリップ」『ミトノート創刊号』2013年
- 水戸市芸術振興財団 「塔 シンボルタワー」公益財団法人水戸市芸術振興財団ホームページ
- 水戸まちづくりの会 「滝坂」『水戸の坂道、水辺の風景 Hills of Mito&Scenery of The Waterside』2018年
- 水戸市政策研究会 「地域を知るなら校歌を紐解け！」『みとこみ伝外伝～校歌探求編～』2019年
- 山岸健 『風景とはなにか～都市・人間・日常の世界～』1993年、日本放送出版協会
- 山田学 「景観論」『現代都市計画用語録』1978年、彰国社
- 横須賀満夫建築設計事務所 「受賞歴/学校法人 少友学園 少友幼稚園/2023年度グッドデザイン賞」横須賀満夫建築設計事務所ホームページ
- 横浜都市デザイン50周年記念事業実行委員会、横浜市都市整備局『都市デザイン横浜|個性と魅力あるまちをつくる』2022、BankART1929
- 和田幸信 『フランスの景観を読む 保存と規制と現代都市計画』2007年、鹿島出版社

<制作協力>

- 写真提供：鈴木雅人、野原準子
- イラスト作成：河原井かれん